



 **かすや**
議会だより

6月議会号 福岡県粕屋町議会

2020年7月9日発行

**新型コロナウイルス感染症対策
委員会レポート**

**3
8**

4月臨時会(4月16日開催)

令和2年度一般会計補正予算 (第1回)	補正額	79万円
	総額	151億3,179万円

粕屋町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」が改正され、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」へと改められたことに伴い、「情報通信技術利用法」から「情報通信技術活用法」となりました。

今後、**利用**から**活用**ということで、固定資産評価審査委員会の審査の方針や考え方が変わりました。さらに課税の内容に対して不服、疑問があれば電子申請での受付、対応、書類の発行が可能になりました。

工事請負契約の変更(江辻橋橋梁補修工事)

当初契約額:8,179万円 変更契約額:7,914万円

主な変更内容

工事中の通行規制として、片側通行を予定していましたが、警察署との調整の中で、全面通行止めとしたため、交通誘導員の延べ人数が3分の1以下となり、その安全費が175万円程減額になりました。



江辻橋

元気高齢者支援事業

「鶴寿祝い金」を1人10万円に戻すために90万円の予算が提案され、併せて3月議会で否決した「鶴寿祝い品代」の11万円を削減する議案を可決しました。

5月臨時会・6月定例会

5月1日に臨時議会が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策」の補正予算を審議、可決しました。

6月定例会は会期を繰り上げ、期間を短縮し、6月1日から5日までの5日間の会期で開催されました。一般質問は「新型コロナウイルス感染症」の影響と「特別定額給付金」に向けた事務の負担を軽減するために中止となりました。

提出された議案は、「専決処分」や「一般会計補正予算・(新型コロナウイルス感染症対策)」などで、提出された25議案すべて承認・同意・可決しました。



新型コロナウイルス感染症対策

令和2年度 一般会計補正予算
(第2回)

補正額	50億5,746万円
総額	201億8,925万円

5月補正予算

(単位:千円)

課名	事業概要	予算額
経営政策課	特別定額給付金の給付に係る一時借入金利子	1,000
総合窓口課	現況届返送対応郵送料	495
	子育て世帯臨時特別給付金の給付 (児童手当受給世帯に対し児童一人当たり1万円)	94,411
健康づくり課	町内医療機関配布用及び町行事用マスク・消毒液の購入	1,546
	妊婦用マスク郵送代	495
特別定額 給付金事務室	特別定額給付金の給付 (住民基本台帳に記録されている者に対し一人当たり10万円)	4,858,160
地域振興課	休業要請対象者の小規模企業者への協力支援金(家賃支援) 500事業者×20万円 概要: 町内事業者の持続的な経済活動を支援するため、国の緊急事態宣言に基づいた福岡県の休業要請等を受け休業や営業時間の短縮を行った小規模企業者に対し店舗等家賃(上限20万円)の支援を行うものです。 期間:5月7日から6月12日まで →延長10月31日まで。(6月24日現在)	101,344

令和2年度 一般会計補正予算
(第3回)

補正額	2億6,161万円
総額	204億5,086万円

6月補正予算

(単位:千円)

課名	事業概要	予算額
介護福祉課	町内介護施設配布用マスク・消毒液の購入	783
健康づくり課	町内医療機関への支援	10,800
地域振興課	プレミアム付地域商品券発行事業の拡充	3,900
学校教育課	学童保育運営用マスク・消毒液等の購入	3,103
	小・中学校タブレット端末、児童・生徒用マスク・消毒液等購入	66,332
給食センター	委託物加工物資代(パン代)のキャンセル分	252

新型コロナウイルス感染症 対策に関する条例改正

5月臨時会

粕屋町国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被用者に対して傷病手当金を支給するもので、全員賛成で可決しました。

①対象者

新型コロナウイルス感染症に感染し、(又は感染が疑われ)、療養のために労務に服することができない給与などの支払いを受けている保険者(アルバイト、パートタイム、青色専従者など)

②支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

③支給額

(直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×日数

④適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合などは健康保険と同様、最長1年6か月まで。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯の生活を支援するため、児童手当受給世帯に対し、児童1人当たり1万円の給付金を支給する補正予算を可決しました。

6月定例会

粕屋町後期高齢者医療に関する条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした、一定の条件を満たした被用者に対して、国民健康保険の傷病手当金と同様に、傷病手当が支給できるようになりました。

国民健康保険被用者と同じ条件がありますが、アルバイトやパートタイム、青色専従者なども対象になります。

粕屋町税条例等の一部改正

①個人住民税に関するもの

②固定資産税に関するもの

③軽自動車税に関するもの

④徴収の猶予制度の特例に関するもの

5月臨時会終了後に、福岡県後期高齢者医療連合議会で決定され、6月定例会で議案提出され全員賛成で可決しました。



粕屋町議会から町長へ 要望しました。

議員全員の意思としてまとめ、議会を代表して議長から提出しました。

新型コロナウイルス感染拡大により、今後さらに町民へのきめ細かな支援「生命、健康、生活」を確保するために下記のとおり施策を実施されることを強く要望しました。

新型コロナウイルス感染症 緊急支援対策について

- ①新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金(国)を積極的に有効活用すること。
- ②財政調整基金(町)を積極的に有効活用すること。
- ③令和2年度予算事業の見直し。
- ④ふるさとづくり寄付金を積極的に活用すること。
- ⑤新規財源を積極的に検討すること。



建設常任委員会から町長へ 要望書を提出しました。

6月議会での一般質問取り止めから、それに代わる議員活動を模索する中、建設常任委員会所属議員で粕屋町商工会との意見交換会を持ちました。

その過程で、町独自の家賃補償制度が広まりをみせていないこと、家賃価格が想定より低額であることを知りました。

また、国・県の救済支援から漏れている業種、40あまりの新規開業事業者の問題点、救済不足点を洗い出し作業をおこない、町への要望書をまとめていきました。

今後、事業者への救済へ向けて、どこも手掛けていない施策を練り上げているとのことでした。



新型コロナウイルス感染症の 支援内容と相談窓口一覧

◎個人・世帯向けの主な支援内容

※緑の太文字は主な町独自支援です。

給付	全ての皆さまに	特別定額給付金(国)	住民基本台帳に記載されている人に対し、 一人当たり10万円を給付 します。	粕屋町特別定額給付金事務室 ☎092-957-1555
	子育て世帯に	かすやっ子応援事業(町)	0歳から18歳(高校3年生相当年齢)までの 児童1人当たり1万円のクオカード を給付します。	粕屋町総合窓口課 ☎092-938-0215
	大学等の授業料が払えない人に	高等教育就学支援制度	授業料・入学金免除、返済のない給付型奨学金の給付	日本学生支援機構 ☎0570-666-301
貸付	生活資金に不安がある人に	緊急小口資金 (主に休業された人向け)	貸付額 20万円以内 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	粕屋町社会福祉協議会 ☎092-938-6844
		総合支援資金 (主に失業された人向け)	貸付額 単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 貸付期間 原則3か月以内 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	
減免・猶予	納税が難しい場合	納税の猶予	一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度があります。	国税:福岡国税局猶予相談センター ☎0120-782-538 県税:東福岡県税事務所 ☎092-641-0201 町税:粕屋町収納課 ☎092-938-0232
	国民健康保険税などが払えない場合	国民健康保険税などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険税の減免や納付猶予を受けられることがあります。	粕屋町収納課 ☎092-938-0232
	国民年金保険料が払えない場合	国民年金保険料の免除・納付の猶予	一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、免除や納付の猶予を受けられることがあります。	粕屋町総合窓口課 ☎092-938-0215
	公共料金の支払いが難しい場合	公共料金の支払い猶予	上下水道・電気・ガス・通信費などの支払いの猶予が受けられる場合があります。	電気・ガスなどは各事業者へ問い合わせ 粕屋町上下水道課 ☎092-938-0239
住まい	家賃が払えない場合(民間賃貸など)	住居確保給付金(国)	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3か月(最長9か月)	福岡県自立相談支援事務所(糟屋郡) ☎092-938-3001
	解雇などにより住居から退去しなければならない場合	県営住宅などの一時提供	提供戸数 県営住宅70戸、 公社住宅18戸 提供期間 最長2年(6か月ごとの更新) 家賃 入居する住居家賃の1/2	福岡県住宅供給公社 県営住宅 ☎092-781-8029 公社住宅 ☎092-781-8020
雇用	働く場を失った、アルバイト収入が減った場合	緊急短期雇用創出事業	学生・留学生を含め働く場を失った人向けに、緊急に短期の働く場を提供します。	福岡県労働者支援事務所 ☎092-735-6149

◎事業者向けの主な支援内容

給付	売上げが前年比50%以上減少した場合	持続化給付金(国)	売上げが前年同月比50%以上減少した事業者に給付金が支給されます。 上限額 ・法人 200万円 ・個人事業者 100万円	経済産業省持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
	売上げが前年比30%以上50%未満減少した場合	持続化緊急支援金(県)	売上げが前年同月比30%以上50%未満減少した事業者に支援金が給付されます。 上限額 ・法人 50万円 ・個人事業者 25万円	福岡県持続化緊急支援金相談窓口 ☎0570-094894
	売上げが前年比30%以上減少した場合	がんばるかすやの応援金(町)	売上げが前年比30%以上減少した事業者に応援金を支給します。 支援金額: 1業者につき10万円	粕屋町地域振興課 ☎092-931-7122
補助・助成	一時休業などにより、休業手当などを支給する場合	雇用調整助成金(国)	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当の一部助成が受けられます。 助成率 中小企業 4/5	福岡助成金センター ☎092-411-4701
	デリバリーやオンラインレッスンの導入など、新たに取り組みたい場合	経営革新実行支援補助金(県)	経営革新計画を策定し、新たな取り組みにチャレンジする事業者に補助金が支給されます。 補助率 3/4(上限額50万円)	福岡県新事業支援課 ☎092-643-3449
	従業員が小学校などの休校で休業した場合	小学校休業等対応助成金・支援金(国)	1日当たり8,330円を上限に賃金相当額が助成されます。フリーランスの人の場合は、1日当たり4,100円(定額)が助成されます。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
貸付	県の休業要請を受け、休業や営業時間の短縮を行った場合	小規模企業者協力支援金(町)	県の休業等協力要請実施(4月14日)時点で町内に主たる事業所・店舗を有する小規模事業者で、家賃・賃料等の減免を受けていないもの。 支援金額 家賃賃料の1か月分の80%(上限20万円)	粕屋町地域振興課 ☎092-931-7122
	資金繰りのため融資を受けたい場合	緊急経済対策資金	融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額1億円、融資期間10年以内 据置期間 2年以内	福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎0120-567-179
		新型コロナウイルス感染症対応資金	3年間実質無利子・無担保・保証料ゼロ 融資限度額3,000万円、融資期間10年以内、据置期間5年以内	
政府系金融機関による融資	3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505		
支払い猶予	法人税や消費税等の納税が難しい場合	法人税等基本的にすべての納税の猶予	本年2月以降収入が減少した事業者(前年同月比▲20%以上)、無担保かつ延滞税なしで納税の猶予が受けられます。	国税:福岡国税局猶予相談センター ☎0120-782-538 県税:東福岡県税事務所 ☎092-641-0201 町税:粕屋町収納課 ☎092-938-0232
		固定資産税を減免(町)	本年2月から10月までの任意の3か月の事業収入が前年同期より30%以上減少で減免(30%以上50%未満減少・2分の1、50%以上減少・全額)が受けられます。	粕屋町収納課 ☎092-938-0232
	社会保険料が支払えない場合	健康保険や厚生年金保険料を猶予	納税猶予が認可されると、年金や健康保険などの社会保険料も、同様に支払いが猶予されます。	東福岡年金事務所 ☎092-651-7967 粕屋町総合窓口課 ☎092-938-0215
公共料金の支払いが難しい場合	公共料金の支払い猶予	上下水道・電気・ガス・通信費などの支払い猶予が受けられる場合があります。	電気・ガスなどは各事業者へ問い合わせ 粕屋町上下水道課 ☎092-938-0239	

委員会レポート 6月定例会

総務常任委員会

◎専決処分の承認

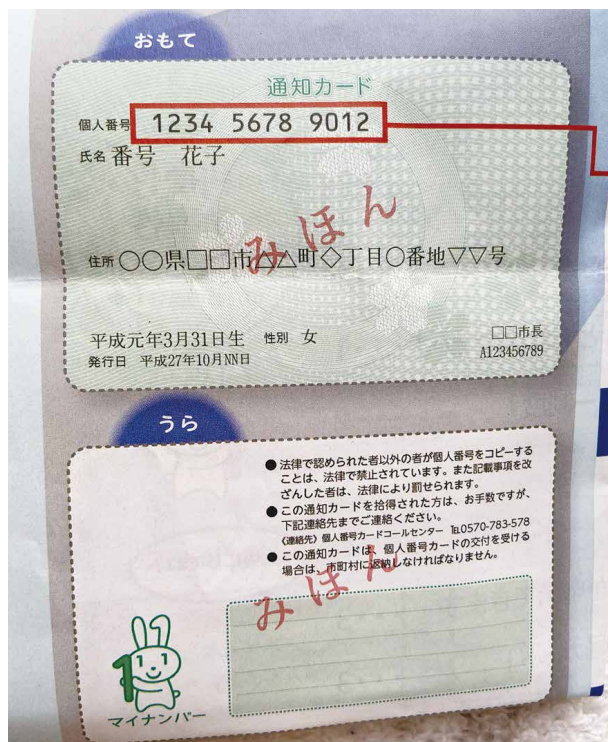
粕屋町税条例等の一部が改正されました。

その主なもの

- ①個人住民税に関するもの
- ②固定資産税に関するもの
- ③地方たばこ税に関するもの

◎手数料徴収条例の一部改正

国の法律改正により、個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付手数料が削除されました。



廃止される個人番号の通知カード▶

建設常任委員会

◎駕与丁公園魅力向上のアンケート報告を受けました。

粕屋町のランドマークとなっています駕与丁公園、その魅力向上には何が必要ですか？ 薔薇や桜をはじめとする四季折々の花々？ 遊歩道の安心安全？

それとも、道の駅やカフェ等々？

都市計画課では県内500ほどの事業者から、公園への出店についてアンケートを行っています。その結果…出店希望エリアで一番多かったのはDエリア。

駐車場が近く、広い。またドームによる集客が期待できるということでしょうか。

公園利用の動機にもなるお店、利用される町民の皆さんからのご提案を吸い上げる場を今後議会でも設定していければと考えています。



あなたにとっての魅力的な場所は

厚生常任委員会

◎国民健康保険税の賦課限度額の引き上げと、軽減制度が拡大されました。

国民健康保険税は、所得や加入者数に応じて計算されますが、保険税が課税される金額に一定の限度額を設けています。

今回の改正での賦課限度額が引き上げられました。

年度	医療分	支援分	介護分	全体
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円

※介護分は40歳から64歳までの方のみ

所得が基準以下の世帯に対しては、国民健康保険税の均等割(加入者数に対してかかるもの)と平等割(世帯に対してかかるもの)が所得に応じて7割・5割・2割に軽減されます。

このうち、5割、2割軽減の基準が拡大され、軽減判定所得が下記のように変更されました。

	令和元年度 軽減判定所得	→	令和2年度 軽減判定所得
7割軽減	33万円以下		33万円以下(変更なし)
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数		33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数		33万円+52万円×被保険者数

◎低所得者の介護保険料が軽減強化されます。

平成27年度から第一段階を対象に行っているところですが、令和元年(2019年)10月の消費税率10%への引き上げに合わせ、第一段階から第三段階を対象に行われます。

粕屋町では2,933名の方が対象です。(国1/2、県1/4の補助で、町が1/4で、繰り出し金は1,387万円)

軽減内容						
	対象者		基本 (軽減前)	現行の 軽減	R元年度 軽減	R2年度 軽減
基準	世帯内に住民税課税者があり、本人が住民税非課税者で、年金収入等の額が80万円を超える者	基準額に対する割合	1.0	1.0	1.0	1.0
		保険料基準額(円)	63,600	63,600	63,600	63,600
第1段階	生活保護の受給者、又は住民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者又は年金収入等の金額が80万円以下の者	基準額に対する割合	0.50	0.45	0.375	0.30
		保険料基準額(円)	31,800	28,620	23,850	19,080
第2段階	住民税非課税世帯で、年金収入等の金額が80万円を超え、120万円以下の者	基準額に対する割合	0.70	0.70	0.575	0.45
		保険料基準額(円)	44,520	44,520	36,570	28,620
第3段階	住民税非課税世帯で、年金収入等の金額が120万円を超える者	基準額に対する割合	0.75	0.75	0.725	0.70
		保険料基準額(円)	47,700	47,700	46,110	44,520

6月臨時会(6月24日開催)

令和2年度一般会計補正予算
(第4回)

補正額	2億8,948万円
総額	207億4,034万円

主な補正内容

①かすやっ子応援事業

粕屋町住民基本台帳記載の0～18歳の児童にクオカード1万円を配布いたします。

予算額1億807万円

②がんばるかすやの応援金(中小企業者応援事業)

売り上げ30%以上減少の粕屋町事業者に、一律10万円を支給(7月1日～)いたします。

予算額1億194万円

粕屋中学校エレベーター設置工事契約の締結

現在粕屋中学校は、エレベーターが未設置であり、バリアフリー化を推進するため、中庭に鉄骨造3階建エレベーター棟を増築し、各階停止のエレベーター設置工事を実施します。

令和2年6月5日に一般競争入札が8社にて行われ、因建設(株)が落札金額5,130万円(税抜き)にて決定いたしました。

工事の期間は、令和3年1月29日までです。

GIGAスクール関連

備品購入契約の締結

小・中学校教育でのICT利活用の促進を図るために、全児童・生徒にタブレット端末(5,300台)を購入します。

令和2年6月17日に一般競争入札が5社にて行われ、ユニアデックス(株)九州支店が、落札金額1億9,846万円(税抜き)にて決定しました。

タブレットは令和2年12月までに順次納入予定です。

情報通信ネットワーク工事契約の締結

小・中学校教育で利活用するタブレット通信ネットワーク工事を実施します。

令和2年6月5日に一般競争入札が10社にて行われ(株)キューオキが落札金額9,353万円(税抜き)にて決定いたしました。

工事の期間は、令和3年3月31日までです。



一目でわかる審議結果(賛否が分かれた議案のみ)

採決結果	賛成(人)	末若 憲治	井上 正宏	案浦 兼敏	安藤 和寿	中野 敏郎	木村 優子	川口 晃	太田 健策	福永 善之	田川 正治	久我 純治	本田 芳枝	山脇 秀隆	八尋 源治	小池 弘基	鞭馬 直澄
令和2年度 一般会計補正予算 (第4回)	可決	11	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	●	○	議長は採決に加わりません
工事請負契約の締結 (粕屋中学校エレベーター 設置工事)	可決	13	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	

☆議案名についてはわかりやすい文言に置き換えています。

令和2年度 粕屋町一般会計補正予算 (第4回)



賛成
田川 正治

医療、介護、障がい者などの施設に消毒液、マスク、支援金などを提供することや、小・中学校でのフェースシールドとマスクの着用や、水道蛇口をレバー方式にするなどの感染症対策が実施されます。

特に「かすやっ子応援事業は0歳児から18歳の1万人の児童へ1万円のクオカードを配布する」など、コロナ感染症の休業で所得減で負担が増える家族に、緊急に支援金を急ぎ届けることが求められており、町の補正予算の施策に賛成します。

賛成
本田 芳枝

小規模中小事業者への町独自の支援策第2弾が中心の議案。第1弾の家賃補助、そして今回の、昨年より減収(月30%以上)した事業者へ一律10万円支給の支援。今後、第2波、第3波が予想されるコロナ危機。不十分なところもあるかとも思いますが、今、町ができる精一杯の予算案と判断して、周知を徹底されることを条件に賛成します。

反対
山脇 秀隆

今回提案された新型コロナウイルス感染症対応事業において「がんばるかすやの応援金」は、国・県の持続化給付金対象事業者になっており、非対象者には何の支援も受けられない状況です。町内事業者の不公平感が増すばかりです。単独事業として町内事業者を幅広く応援する対応策を講じるべきです。

現在薬師堰横の戸原東に特別養護老人ホーム建設準備のための遺跡調査が行われています。ご近所の方と立ち話をしておりましたら、昨夏多々良川にも^{せき}蛍が出現していたとの情報がありました。

その日を境に夜ごと^{せき}蛍撮影行動を展開しました。過去の大雨で危険水域に達していた薬師堰は、県の事業により数年にまたがる可動堰の工事が行われました。

その間河川は^{よど}淀みなく水を流し、^{せき}蛍の生息できる環境を取り戻していたのかもしれませんが。

結局私はこの多々良川で^{せき}蛍を発見することができませんでした。しかし、この行動で集めた情報からある場所の^{せき}蛍生息情報を入手しました。その現地へ行くと粕屋町の方、須恵町の方、篠栗町の事業所で働く若者から目撃情報をいただき、^{にっさん}現地へ日参することとなりました。7回目の夜に撮影したのが右の写真です。



2020年6月22日に撮影した現地



粕屋町-乙犬(篠栗町)
6月21日 21時33分

表紙の場所は、粕屋の小学生も訪問したりすること。江戸時代の^{ちょうへい}長卯平氏などの功績で知られる若杉山溪流水の分流の要となる新大間池への取水口となる場所でもあります。

今回の表紙は3年前の議会だよりでも(2017年7月2日撮影)候補となったものです。その時私は、これらのハス群が、過去から連なる導水の恩恵を受けて育っていたことに気付きもしませんでした。

ましてや、^{せき}蛍をも育む清らかな流れ、環境であることも。

大切にしたい場所ですね。

編集委員長：木村 優子 委 員：田川 正治
編集副委員長：案浦 兼敏 委 員：中野 敏郎
委 員：小池 弘基 委 員：井上 正宏

発行責任者：議長 鞭馬 直澄

お知らせ

次回9月議会は…

9月4日(金) 9:30開会予定

9月7日(月) 9:30一般質問予定